

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令
の一部改正について

平成 2 9 年 2 月 2 2 日
金 融 庁 ・ 総 務 省

【改正の趣旨】

○ 郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（以下「命令」という。）について、次の①、②の改正を行うもの。

- ① 「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第62号・5月25日成立）において、銀行法及び郵政民営化法の改正が行われた。
この施行に伴い、命令において所要の規定の整備を行うもの。

（注）改正銀行法及び改正郵政民営化法は、平成29年4月施行予定

- ② 銀行法施行規則第35条の届出事項を改正することに伴い、当庁所管の他業態の法令等（保険業法施行規則を含む）において業態横断的に同様の改正を行うため、命令についても改正を行うもの。

（参考） 郵政民営化法第123条第2号及び第151条第2号において、内閣総理大臣及び総務大臣は、第111条第8項、第120条第1項第7号及び第8号並びに第149条第1項第8号に規定する内閣府令・総務省令（＝命令）の改正等を行うときは、民営化委員会の意見を聴かなければならないこととされている。

【改正の概要】

- ① 前記の銀行法及び郵政民営化法の改正においては、金融グループを巡る環境変化、ITの急速な進展等を踏まえた制度面での手当てを行うため、以下の3点について対応が行われた。

- (1) 金融グループにおける経営管理の充実
- (2) 共通・重複業務の集約等を通じた金融仲介機能の強化
- (3) ITの進展に伴う技術革新への対応

この改正に伴い、銀行法第16条の3第2項及び郵政民営化法第111条第8項に条項のズレが発生したことから、当該条項を引用している命令の規定について整備を行う（命令第5条及び第12条）。

- ② 銀行法施行規則第35条においては、従来、現金等の紛失に係る不祥事件届出の金額基準が、一件当たり100万円以上と定められていたところ。今般、金融行政モニター制度に寄せられた意見等を踏まえ、形式的な金額基準を廃止し、実質的な管理が可能となるよう、銀行法施行規則第35条を改正する予定。

この改正に伴い、保険業法施行規則第85条の届出事項を同様に改正することから、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の届出事項を定める命令についても同様に改正を行う（命令第13条第3項第3号及び第28条第3項第4号）。

改 正 案	現 行
（郵便貯金銀行の子会社対象金融機関等から除かれる会社が行う業務） 第五条 法<u>第一百一条</u>第九項に規定する内閣府令・総務省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一～三 （略） （郵便貯金銀行の届出事項） 第十二条 法第二百十条第一項第七号に規定する内閣府令・総務省令で定める処分は、次に掲げる処分とする。 一 （略） 二 銀行法第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二、第十六条の二第五項又は<u>第十六条の四第二項</u>の規定による承認 三・四 （略） 第十三条 法第二百十条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一～二十一の四 （略） 二十二 不祥事件が発生したことを知った場合 二十三～二十七 （略） 2 （略） 3 第一項第二十二号に規定する不祥事件とは、郵便貯金銀行若しくはその子会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき者、監査役若しくは従業員又は郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業者、その役員若しくは従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。 一 郵便貯金銀行の業務又は郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業者の業務（郵便貯金銀行に係る業務に限る。<u>第三号及び第五号</u>において同じ。）を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為 二 （略） 三 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。<u>以下この号及び第二十八条第三項第四号において同じ。</u>）<u>のうち、郵便貯金銀行の業務又は郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業者の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大な紛失と認められるもの</u> 四・五 （略） 4～6 （略）	（郵便貯金銀行の子会社対象金融機関等から除かれる会社が行う業務） 第五条 法<u>第一百一条</u>第八項に規定する内閣府令・総務省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一～三 （略） （郵便貯金銀行の届出事項） 第十二条 法第二百十条第一項第七号に規定する内閣府令・総務省令で定める処分は、次に掲げる処分とする。 一 （略） 二 銀行法第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二、第十六条の二第五項又は<u>第十六条の三第二項</u>の規定による承認 三・四 （略） 第十三条 法第二百十条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一～二十一の四 （略） 二十二 不祥事件が発生したことを知った場合 二十三～二十七 （略） 2 （略） 3 第一項第二十二号に規定する不祥事件とは、郵便貯金銀行若しくはその子会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき者、監査役若しくは従業員又は郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業者、その役員若しくは従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。 一 郵便貯金銀行の業務又は郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業者の業務（郵便貯金銀行に係る業務に限る。第五号において同じ。）を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為 二 （略） 三 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の<u>一件当たりの金額が百万円以上</u>の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。第二十八条第三項第四号において同じ。） 四・五 （略） 4～6 （略）

第二十八条 法第百四十九条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～二十 (略)

二十一 不祥事件が発生したことを知った場合

2 (略)

3 第一項第二十一号に規定する不祥事件とは、郵便保険会社若しくはその子会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき者、監査役若しくは従業員（以下この項において「郵便保険会社等の役職員」という。）又は郵便保険会社を所属保険会社等とする生命保険募集人、その役員若しくは従業員（郵便保険会社等の役職員を除く。）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一 郵便保険会社の業務又は郵便保険会社を所属保険会社等とする社内生命保険募集人以外の生命保険募集人の業務（郵便保険会社に係る業務に限る。第四号及び第六号において同じ。）を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為

二・三 (略)

四 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失のうち、郵便保険会社の業務又は郵便保険会社を所属保険会社等とする社内生命保険募集人以外の生命保険募集人の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大な紛失と認められるもの

五・六 (略)

4～6 (略)

第二十八条 法第百四十九条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～二十 (略)

二十一 不祥事件が発生したことを知った場合

2 (略)

3 第一項第二十一号に規定する不祥事件とは、郵便保険会社若しくはその子会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき者、監査役若しくは従業員（以下この項において「郵便保険会社等の役職員」という。）又は郵便保険会社を所属保険会社等とする生命保険募集人、その役員若しくは従業員（郵便保険会社等の役職員を除く。）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一 郵便保険会社の業務又は郵便保険会社を所属保険会社等とする社内生命保険募集人以外の生命保険募集人の業務（郵便保険会社に係る業務に限る。第六号において同じ。）を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為

二・三 (略)

四 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の一件当たりの金額が百万円以上の紛失

五・六 (略)

4～6 (略)

(参考条文)

○ 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（子会社保有の制限） 第百十一条 郵便貯金銀行は、子会社対象金融機関等を子会社（銀行法第二条第八項に規定する子会社をいう。以下この節において同じ。）としようとすることは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。 2～8 （略） <u>9</u> 第一項から第三項までの「子会社対象金融機関等」とは、銀行法第十六条の二第一項第二号の二から第六号まで、第八号から第十一号まで又は第十二号の三から第十四号までに掲げる会社（従属業務（同条第二項第一号に掲げる従属業務をいう。）を専ら営む会社（郵便貯金銀行の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。）及び同条第七項に規定する内閣府令で定めるもの（内閣府令・総務省令で定めるものに限る。）を専ら営む会社を除く。）をいう。	（子会社保有の制限） 第百十一条 同左 2～7 （略） <u>8</u> 第一項から第三項までの「子会社対象金融機関等」とは、銀行法第十六条の二第一項第二号の二から第六号まで、第八号から第十一号まで、<u>第十三号又は第十四号</u>に掲げる会社（従属業務（同条第二項第一号に掲げる従属業務をいう。）を専ら営む会社（<u>主として</u>郵便貯金銀行の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。）及び同条第七項に規定する内閣府令で定めるもの（内閣府令・総務省令で定めるものに限る。）を専ら営む会社を除く。）をいう。

（届出事項）

第百二十条 郵便貯金銀行は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならない。

一～六 （略）

七 銀行法第二十六条第一項の規定による命令、預金保険法第七十四条第一項に規定する管理を命ずる処分その他内閣府令・総務省令で定める処分を受けたとき。

八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令・総務省令で定める場合に該当するとき。

2 （略）

改 正 後	改 正 前
(命令の制定等についての民営化委員会の意見の聴取) 第二百三十三条 内閣総理大臣及び総務大臣は、次に掲げる場合には、民営化委員会の意見を聴かなければならない。 一 (略) 二 第一百十条第一項第四号ロ若しくはハ若しくは第六号、<u>第百十一条第九項</u>、第一百十二条第一項、第一百十六条第三項又は第一百二十条第一項第七号若しくは第八号の内閣府令・総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。	(命令の制定等についての民営化委員会の意見の聴取) 第二百三十三条 内閣総理大臣及び総務大臣は、次に掲げる場合には、民営化委員会の意見を聴かなければならない。 一 (略) 二 第一百十条第一項第四号ロ若しくはハ若しくは第六号、<u>第百十一条第八項</u>、第一百十二条第一項、第一百十六条第三項又は第一百二十条第一項第七号若しくは第八号の内閣府令・総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

(届出事項)

第四百九十九条 郵便保険会社は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならない。

一～七 (略)

八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令・総務省令で定める場合に該当するとき。

2 (略)

(命令の制定等についての民営化委員会の意見の聴取)

第五百十一条 内閣総理大臣及び総務大臣は、次に掲げる場合には、民営化委員会の意見を聴かなければならない。

一 (略)

二 第三百三十八条第二項第六号、第三百三十九条第八項、第四百十条第一項、第四百四十四条第三項又は第四百四十九条第一項第七号若しくは第八号の内閣府令・総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

改 正 後	改 正 前
（銀行等による議決権の取得等の制限） <u>第十六条の四</u> 銀行又はその子会社は、国内の会社（<u>第十六条の二第一項第一号から第六号まで、第十一号及び第十二号の二から第十三号までに掲げる会社（同項第十二号の二に掲げる会社にあつては、特別事業再生会社を除く。）並びに特例対象会社を除く。次項から第六項までにおいて同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（国内の会社の総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数をいう。以下この条において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。</u> 2 前項の規定は、銀行又はその子会社が、担保権の実行による株式等の取得その他の内閣府令で定める事由により、国内の会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなる場合には、適用しない。ただし、当該銀行又はその子会社は、合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権については、当該銀行があらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた場合を除き、その取得し、又は保有することとなつた日から一年を超えてこれを保有してはならない。 3～9 （略）	（銀行等による議決権の取得等の制限） <u>第十六条の三</u> 銀行又はその子会社は、国内の会社（<u>前条第一項第一号から第六号まで、第十一号、第十二号の二及び第十三号に掲げる会社（同項第十二号の二に掲げる会社にあつては、特別事業再生会社を除く。）並びに特例対象会社を除く。以下この条において同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数をいう。以下この条において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。</u> 2 （同左） 3～9 （略）

（届出事項）

第五十三条 銀行は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一～七 （略）

八 その他内閣府令（金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものについては、内閣府令・財務省令）で定める場合に該当するとき。

2～5 （略）

○ 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）改正案（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（届出事項） 第三十五条 法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一～二十四の四 （略） 二十五 銀行、その子会社又は業務の委託先（第七項において「銀行等」という。）において不祥事件（業務の委託先にあつては、当該銀行が委託する業務に係るものに限る。）が発生したことを知つた場合 二十六～三十一 （略） 2・3 （略） 4 法第五十三条第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一～三 （略） 四 銀行代理業に関する不祥事件が発生したことを知つた場合 五 （略） 5・6 （略） 7 第一項第二十五号及び第四項第四号に規定する不祥事件とは、銀行等の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役若しくは従業員又は銀行代理業者若しくはその役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）若しくは従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行つたことをいう。 一・二 （略） 三 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。<u>以下この号において同じ。</u>）のうち、<u>銀行の業務又は銀行代理業者の銀行代理業の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大な紛失と認められるもの</u> 四・五 （略） 8～10 （略）	（届出事項） 第三十五条 （同左） 2・3 （略） 4 （同左） 5・6 （略） 7 第一項第二十五号及び第四項第四号に規定する不祥事件とは、銀行等の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役若しくは従業員又は銀行代理業者若しくはその役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）若しくは従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行つたことをいう。 一・二 （略） 三 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の<u>一件当たりの金額が百万円以上</u>の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。） 四・五 （略） 8～10 （略）

○ 保険業法（平成七年法律第百五号）（抄）

（届出事項）

第二百二十七条 保険会社は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一～七 （略）

八 その他内閣府令（金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものについては、内閣府令・財務省令）で定める場合に該当するとき。

2 （略）

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）改正案（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（届出事項等） 第八十五条 法第二百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一～十六 （略） 十七 保険会社、その子会社又は業務の委託先において不祥事件（業務の委託先にあつては、当該保険会社が委託する業務に係るものに限る。）が発生したことを知った場合 十八 （略） 2～4 （略） 5 第一項第十七号に規定する不祥事件とは、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先の役員若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、保険会社若しくはその子会社の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。 一～三 （略） 四 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。<u>以下同じ。</u>）のうち、<u>保険会社の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められるもの</u> 五・六 （略） 6 （略）	（届出事項等） 第八十五条 （同左） 2～4 （略） 5 第一項第十七号に規定する不祥事件とは、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先の役員若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、保険会社若しくはその子会社の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。 一～三 （略） 四 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の<u>一件当たり百万円以上の</u>紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。） 五・六 （略） 6 （略）